

| | |
|--|---|
| 1. 開会 林部会長 | <p>それでは定刻前ですが、出席予定の皆様が全員出席しておられますので、ただ今から「長崎地方最低賃金審議会 第4回専門部会」を開催したいと思います。</p> <p>委員の出欠状況について事務局より報告願います。</p> |
| 木場補佐 | <p>本日は、専門部会委員9名のうち、公益委員2名、労側委員3名、使側委員3名、計8名の委員にご出席いただいておりますので、審議会令第6条第6項の規定に基づき、専門部会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p> |
| 2. 部会長挨拶 林部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中先週に引き続き、また、日没の時間にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>前回まで繰り返し個別協議を重ねてまいりましたが、結審には至っていません。</p> <p>本日は、この専門部会において結審し、部会報告書の決定までを予定していますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。</p> <p>議事に入る前に事務局より、事務連絡等説明をお願いします。</p> |
| 山本室長 | <p>結審状況につきましては、随時皆様にお知らせしているところですが、それ以外で決定しているところはありませんので、ご報告させていただきます。</p> |
| 3. 議題 (1) 長崎県 最低賃金の 改正につて 林部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思います。</p> <p>前回まで協議いただいたところ、労働者側委員からは、43円までの金額提示をいただいております。</p> <p>また、使用者側委員からは、1月1日発効とする34円との提示をいただいております。</p> <p>お手元に他の地域の状況が資料としてございますが、これを踏まえて</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>継続審議に入っていきたいと思います。</p> <p>当専門部会としましては、できれば、全会一致での合意を希望しております。</p> <p>本日、個別協議に入る前に全体会議の場でご意見等、また金額提示のご用意がございますでしょうか。</p> <p>労働者側からご意見をいただきたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p> |
| 種村委員 | <p>他県の状況がかなり出てきました。</p> <p>こちらが把握しているところでは、山形で46円の引上げが先ほどあったようですので、専門部会ですね。</p> <p>これを報告しておきますし、それを踏まえて個別協議の中で現時点での労側としての考える金額についてはお伝えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> |
| 林部会長 | <p>それでは、使用者側、いかがでしょう。</p> |
| 峯下委員 | <p>今日が第4回ということですね、使用者側から継続して中小零細規模の企業の支払い能力を踏まえたところを主張してまいりました。</p> <p>他県の状況はありますけれども、使用者側の分析も元々ありますので、その辺を踏まえて個別協議の中でご相談させてください。</p> |
| 林部会長 | <p>双方からご意見をいただきましたが、全会一致となるような、ご意見ではなさそうですので個別協議にて、ご意見を賜りましてその後、公益委員見解をお示しして、採決させていただくと思っております。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>個別協議の結果、もし全会一致での合意となりました場合は、すみやかに本審に報告をしたいと思います。</p> |
| 各委員 | <p><意見なし></p> |
| 林部会長 | <p>それでは個別協議に入りたいと思います。</p> <p>どちらから、労側からいいですか。</p> <p>それでは、公・労の間で個別協議に入らせていただきます。</p> |
| 木場補佐 | <p>傍聴の方に退席いただきます。</p> |
| 林部会長 | <p>はい、わかりました。</p> |

| | |
|--------|--|
| 使用者側委員 | <p>そうしましたら、使用者側の皆様には別室でお待ちいただきたいと思います。</p> <p>お手数かけます。</p> <p><退室></p> <p>これより</p> <p>〔 公・労 協 議 を 1 回、 公・使 協 議 を 1 回 行 う。 〕</p> <p><全体協議を再開></p> |
| 林部会長 | <p>お待たせいたしました。</p> <p>それでは、全体協議を再開したいと思います。</p> <p>個別協議の結果を踏まえまして、これより公益委員見解を申し上げ、採決という形で進めさせていただきます。</p> <p>まず、公益委員見解の金額提示を申し上げます。</p> <p>長崎県最低賃金の金額については、「45円引上げて、898円」を提示いたします。</p> <p>この金額提示の理由は今お手元にお配りしているとおりでございます。</p> <p>《公益見解》</p> <p>「令和5年度長崎県最低賃金専門部会は、今年度の最低賃金の改定審議に当たり、最低賃金法第9条2項の3要素を前提として、各種の統計資料、参考人からの意見聴取、事業場視察・調査をふまえて、全体協議、公労・公使の個別協議を重ね、審議を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、労働者代表委員及び使用者代表委員の意見の一致をみるに至りませんでした。</p> <p>このため、長崎県最低賃金専門部会において採決するに当たり、公益委員の見解を示します。</p> <p>○ 第1に、「賃金」について。</p> |

今年の賃金改定状況調査結果のCランクの第4表①②における賃金上昇率は2.1%、同じく第4表③のそれは2.7%となっており、いずれも平成14年以降最大値であった昨年度の結果を上回っている。加えて、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準にも配慮する。

第2に、「労働者の生計費」について。

消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年上昇率）で見た場合、長崎市ではCランク平均（令和4年10月から令和5年6月まで）より下回っているものの、令和5年4月は+3.7%、5月は+3.8%、6月は+3.4%と、賃金上昇率を上回る水準で推移している。

第3に、「通常の事業の賃金支払能力」について。

コストの価格への転嫁は行き届いておらず、とりわけ零細・小規模の企業においては、賃上げ原資の確保が難しい事業所が少なくないことを考慮しなければならない。他方で、日本銀行長崎支店が出している、長崎県の金融経済概況と長崎県・企業短期経済観測調査、財務省福岡支店長崎事務所が出している、法人企業景気予測調査の長崎県の概要の調査結果を見ると、いずれも、コロナ禍からの改善傾向が見られる。

- 3要素に加えて、次の点についても考慮する。①Cランクにおける引上げ目安額「39円」、②いわゆる「年収の壁」に伴う「働き控え」に対してこのほど本年10月に前倒して実施・導入が発表された助成金の効果、③長崎スタジアムシティのオープンなどによる経済効果への期待、④人口流出に対する賃金面からの抑止効果への期待、⑤Cランクを中心とする他局の引上げ状況、以上である。
- 以上より、令和5年度の長崎県最低賃金については、法定発効日を前提として、45円引き上げて時間額898円とすることが適当である。
- ただし、この引上げ額は過去最大であり、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響は大きい。したがって、長崎労働局においても、業務改善助成金が一層活用されるよう、積極的な周知広報を強く要望する。」

林部会長

それでは、これより多数決により採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

峯下委員

ちょっと待ってください。（発言）

今回、公益の方から最終的に示された45円というのは、使用者側とし

| | |
|---------|---|
| | <p>とても納得できる状態にありません。</p> <p>反対の意思表示のために、3人委員がおりますけれども全員退席を本当に検討しました。</p> <p>私以外の2名の委員については、今回が最後というのもあって、やはり最後まで審議の行方をしっかり対応したいという気持ちが最終的に勝りまして苦渋の選択でございます。</p> <p>来年以降のこともあるので、そこはやっぱり退席せずに、最後まで対応したいというその気持ちを、反対の意思表示はすごく強いんですけど、そこは最後まできちんと対応すべしという両委員の気持ちはご理解いただきたいと思います。</p> |
| 林部会長 | <p>はい、承知しました。</p> <p>それでは採決に入ります。</p> <p>先に賛成、その後反対の順で挙手をお願いします。</p> <p>まず、長崎県最低賃金の金額、「45円引上げて、1時間898円とする。」このことに、賛成の方、挙手をお願いします。</p> |
| 各委員 | <p><挙手></p> |
| 林部会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続きまして、長崎県最低賃金の金額は、「45円引上げて、1時間898円とする。」ことに、反対の方、挙手をお願いします。</p> |
| 各委員 | <p><挙手></p> |
| 林部会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは事務局より採決の結果を報告してください。</p> |
| 松浦専門監督官 | <p>それでは、採決の結果をご報告します。</p> <p>採決の際の委員の出席は、部会長を含めて現在9名でございます。</p> <p>会長は最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、可否同数のときに決裁権を持っていることから委員として評決に加わらないとされ、採決につきましては部会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。</p> <p>その結果、採決の基礎数は8名。</p> <p>賛成が5名、反対が3名ということになりますので、よって賛成多数となりましたことをご報告いたします。</p> |

| | |
|------|--|
| 林部会長 | <p>公益委員見解につきまして、採決の結果、賛成5名、反対3名で長崎県最低賃金の金額は、「45円引上げて、1時間898円とする。」このことが、専門部会で決定いたしました。</p> <p>この結果を、本審に報告したいと思います。</p> <p>ご異議ございませんでしょうか。</p> |
| 各委員 | <異議なし> |
| 林部会長 | <p>それでは、金額審議が終了しましたので、本審への「専門部会報告書」について、審議をお願いしたいと思います。</p> <p>ただ今から準備いたしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>それでは、本審への「専門部会報告書」（案）の準備ができたようですので、皆様にお配り願います。</p> <p><専門部会報告書（案）を配付></p> |
| 林部会長 | それでは事務局より内容について説明をお願いします。 |
| 山本室長 | <p>それでは、「専門部会報告書」（案）につきまして、説明いたします。</p> <p>専門部会におきましては、7月28日、中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金の目安答申がなされた後、労働者側委員及び使用者側委員の皆様方、それぞれのお立場から、議論をしていただきました。</p> <p>その上で、最終的には、公益委員見解をお示しいただきまして、採決の結果、多数決によりまして、この報告書の2枚目、別紙に記載されておりますとおり、現行の最低賃金を「45円引上げて、1時間898円」とする、との結論に至ったところでございます。</p> <p>効力発生の日につきましては、「法定どおり」、又は「指定日発効」の何れかをご審議していただく訳ですけれども、早期発効とすることから、「法定どおり」をお願いしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> |
| 林部会長 | <p>ただ今、事務局から「専門部会報告書」（案）について、説明いただきました。</p> <p>何か修正すべき点、ご意見等はございますでしょうか。</p> |
| 各委員 | <意見なし> |
| 林部会長 | よろしいでしょうか。 |

| | |
|------|---|
| 山本室長 | <p>それでは、この内容で、本審に部会報告することといたします。 今後の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、今後の日程について、御説明します。 ただ今、専門部会において結審がなされましたので、予定では20時からでしたけれど、この後第3回本審を開催いたしまして、専門部会報告、本審における採決、答申をいただく予定としております。</p> <p>本審が終わりましたら、本日から審議会意見に関する公示を行い、15日間異議申し出を受け付けますと、異議申出締切日が9月1日（金）となりますので、この間に異議申出があった場合には、異議申出締切日の翌開庁日である9月4日（月）の午前9時から、第5回本審（異議審）を開催したいと思っております。</p> <p>なお、当初予定しておりました8月28日（月）の第4回本審につきましては、まだ異議申出期間が満了しておりませんので、異議申出に関する審議は行えませんが、第2回本審で決定していただいたように、特定最低賃金の改正の必要性のご審議をこの日に行っていただくことを予定しております。</p> <p>異議審の終了後、官報公示等の事務諸手続き等を経まして、法定発効の場合、最短で10月13日の発効となります。</p> <p>以後、このような流れで手続き等進めてまいりたいと思っております。</p> |
| 林部会長 | <p>それでは、専門部会は、本日の結審をもって終了といたします。</p> <p>なお、本日の専門部会の議事録の確認については、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>大変長時間に渡りまして、真摯なご議論を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>これにて専門部会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様です。</p> <p>引き続き、この場所で、第3回本審を開催いたしますので、よろしくお願いします。</p> <p>終了</p> |